

施策評価シート（評価対象年度：令和元年度）

1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	2 健康教育・健康相談の推進	② 施策番号	4208
③ まちづくりの方向〔政策（章）〕	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち		
④ 基本施策〔施策大（節）〕	2 すべての市民が生涯にわたって健康な生活を送れるまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	2 健康づくりの推進		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
健康福祉部	保健推進課		

2. 施策の現状把握

〔1〕施策の対象・意図

① 施策の対象（誰、何に対して施策を実施するのか）	健康増進法に定められた、40歳以上の市民
② 意図（対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか）	健康増進事業を実施し、市民自らが健康に気を配り、生活習慣病を予防することができる。
③ 環境（この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態で、今後どのように変化していくと考えられるか）	急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、がんや心臓病、糖尿病などの生活習慣病が増加している。生活習慣の積み重ねがその発症に大きく関与しており、その予防には個人の主体的な健康づくりの取り組みが必要である。

〔2〕施策指標及び推移

施策指標（成果指標）		単位	指標とした理由・考え方
①	健康教室 参加者数	人	健康教室に多くの対象者が参加することにより、正しい知識を身につけることができ、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、生活習慣病等の予防を図る。
	計算式		
②	健康相談 参加者数	人	
	計算式		健康相談に多くの対象者が参加することにより、自分の健康づくりを振り返り、また家庭の健康管理の第一歩となる。
③	計算式		

	指標名	単位		H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	備考
①	健康教室 参加者数	人	目標値	1,000	1,100	1,200	1,200	1,200	
			実績値	1,038	1,121	942	—	—	
			達成率	103.8%	101.9%	78.5%			
②	健康相談 参加者数	人	目標値	170	145	200	250	250	
			実績値	141	236	145	—	—	
			達成率	82.9%	162.8%	72.5%			
③			目標値						
			実績値						
			達成率						

〔3〕施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標					総事業費（千円）			事務事業評価結果		重点化
		指標名	単位	H30実績	R1実績	R2見込	H30実績	R1実績	R2見込	総合評価	今後の方針	
1	成人健康増進事業	健康教室参加者数	人	1,121	942	1,000	10,597	8,375	8,324	B	イ a、b	◎
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
計	1						10,597	8,375	8,324			

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	生活習慣病の予防等には正しい知識の習得が必要であり、健康教育・健康相談の推進は、市民の健康づくりに貢献する。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	健康教室・健康相談の受診者数の推移を把握することには、市民の健康意識等を評価できる。多くの市民に参加してもらい、教室や講演会等でアンケートを実施し、その内容が適切であったか検討し、改善できる。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	健康教育・健康相談の推進は、健康増進法に定められている事業であり、市の責務である。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	健康増進事業は、がんや糖尿病、高血圧などの生活習慣病を予防するための事業を包括しており、市民の健康づくりを支えるものである。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	成人の健康増進事業は、市民の健康増進に資するものであり、市の健康増進計画である「健康せんなん21・第2次計画」にも位置付けられており、今後も重点的に推進する必要がある。

4. 一次評価(所管課評価)

一次評価	評価(A～D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる
	B	生活習慣病の改善等により健康寿命の延伸を図るため、「健康せんなん21・第2次計画」に基づいた、健康増進事業は重要である。より多くの市民に参加してもらえるよう、普及啓発に取り組む。	B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	健康増進法に基づく健康増進事業は、国の定める実施要領に定められている。要領に沿った中で、市民のニーズの高いテーマを取り上げ実施する。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	上記事業を、継続的に実施する。
中長期的対応 (3～5年をめどに取り組む改善案)	今後の健康増進事業の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「特定健診・保健指導」及び「後期高齢者医療広域連合が行う保健事業」との連携を図り、受診者の利便性に配慮していく必要がある。

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

二次評価	評価(A～D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる
	B	健康教室、健康相談を通じた施策達成に向けた取組が適切に行われている。 引き続き計画に基づき、教育や相談を通じた市民の健康づくりの推進に努められたい。	B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある